

陸 災 防

第 3 6 回長野県フォークリフト運転競技大会結果

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することを目的として、長野県支部の第36回長野県フォークリフト運転競技大会が9月5日(土)長野地域職業訓練センターにおいて、県下各分会から推薦された総数26名によって盛大に開催されました。

入賞者

第1位	大 平 貴 章	日本通運株式会社伊那支店	(上伊那分会)
第2位	嶺 村 太 樹	日本通運株式会社松本支店	(中信分会)
第3位	久保田 俊 也	信州名鉄運輸株式会社飯田支店	(下伊那分会)
第4位	日 戸 孝	上伊那貨物自動車株式会社	(上伊那分会)
第5位	町 田 瑞 樹	信州名鉄運輸株式会社長野支店	(中野分会)

9月27日(日)に開催される全国大会には規定により大平選手、久保田選手の2名が出場することになりました。



前列左より嶺村選手、大平選手、久保田選手、後列左より日戸選手、町田選手



学科競技



運転競技

このため、当局においては、平成 27 年下半期を通して労働災害の減少に向けた取組を一層推進していくこととしておりますが、貴会におかれましては、下記 1～6 の対策について、会報、ホームページ、会合等関係事業者が参集する機会などにおいて、傘下の会員事業場等に対し御周知いただきますようお願いいたします。

また、本年 6 月にスタートいたしました「安全衛生優良企業公表制度」について、9 月から 11 月の 3 か月間を「安全衛生優良企業公表制度重点周知啓発キャンペーン」期間として重点的な周知啓発を図ることとしております。本制度は各企業の自主的安全衛生活動の取組意欲を一層高めるものであると存じますので、貴会におかれましても下記 7 により傘下の会員事業場に対し、積極的に周知推奨していただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 荷役作業における墜落・転落災害防止対策

- (1) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策の推進
- (2) 陸運事業者と荷主等による、荷役作業等の付帯業務についての書面契約の締結の推進

2 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策の推進

3 転倒災害防止対策

転倒災害の防止を重点とした安全活動、安全衛生教育の実施（4 S 活動、KY 活動、危険の「見える化」の推進、雇入れ時教育の徹底）

4 過重労働による健康障害防止対策

- (1) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (3) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (4) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

5 メンタルヘルス対策

- (1) 平成 27 年 12 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に係る取組への準備

(2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進

6 腰痛予防対策

(1) 重量物取扱い作業、車両運転等の作業での腰痛のリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(2) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施

7 安全衛生優良企業公表制度の推進

安全衛生優良企業公表制度を周知し認定申請を勧奨していただきたいこと。

まずは各事業場で厚生労働省ホームページの安全衛生優良企業の自己診断サイトに

アクセスして、自社の安全衛生に係る取組状況を確認していただきたいこと。

(参考)

以下の URL にて参考情報が御覧いただけます。併せて御紹介くださいますようお願い申し上げます。

○労働災害発生状況

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html>

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sokuhou.html>

○平成 26 年 業務上疾病発生状況等

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/h26.html>

○労働安全衛生法の改正について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000050905.pdf>

○職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

○平成 27 年度「全国労働衛生週間」実施要綱

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091153.html>

○荷役作業における墜落・転落災害防止対策等

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-1.pdf>

○交通労働災害防止対策

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

○転倒災害防止対策

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

○過重労働、メンタルヘルス対策

- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

- ・職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策・心身両面にわたる健康づくり（THP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

○腰痛予防対策

- ・職場における腰痛予防の取組を！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

- ・腰痛予防対策

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html

○安全衛生優良企業公表制度

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

安全衛生レベルアップ支援事業について

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場を特定事業場として選定し、支援を行う「特定事業場制度」の名称を「レベルアップ支援事業場制度」と改めることになりました。より取り組みやすい制度とするよう事業内容の一部変更を行いましたので、事業の積極的な実施につきましてご協力をお願いいたします。

参考

平成 23 年 6 月 24 日付陸災防発 104 号「特定事業場の安全衛生水準向上事業について」との主な変更箇所等には下線を引いてあります。

陸貨災防発第 146 号

平成 27 年 8 月 20 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

各都道府県支部長 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会長 川合正矩

(公印省略)

安全衛生レベルアップ支援事業について

陸運業の労働災害の一層の減少を図るためには、個々の事業場における安全衛生水準の向上を図る継続的な取組を定着させることが効果的であることから、労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場を特定事業場として選定し、きめ細かな支援を行う「特定事業場の安全衛生水準向上支援事業」（以下「特定事業場制度」という。）を平成 23 年度より実施してきたところですが、この度、「特定事業場制度」の名称をより分かりやすい「レベルアップ支援事業場制度」と改めるとともに、より取り組みやすい制度とするよう、事業内容の一部変更を行い、下記のとおりいたしました。

つきましては、依然として減少の見られない労働災害を大幅に減少させるため、事業の積極的な実施につきまして、一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本通知をもって、平成 23 年 6 月 24 日付陸災防発 104 号「特定事業場の安全衛生水準向上事業について」ほか、特定事業場制度に係る通知、事務連絡及び平成 26 年 10 月 15 日付け事務連絡「各種補助事業に係る費用交付の変更について」は廃止します。

記

1 目的

この制度は、労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場を「レベルアップ支援事業場」として選定し、安全衛生管理の進め方について、年間安全衛生管理計画（以下「年間計画」という。）の作成をはじめ、具体的に取り組むべき安全衛生の事項について学ぶとともに、指導員等が事業場と一体になってその実践を支援し、事業場の安全衛生水準の向上を図り、もって労働災害の防止に資することを目的とするものです。また、併せて、当該事業場を中心とした地域の事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とします。

2 安全衛生水準向上についての基本的な考え方

労働災害を防止するためには職場のリスクの低減を継続的に行う仕組みを事業場につくることが重要です。このため、次の取組が基本とされています。

- ① トップによる安全衛生方針の表明
- ② リスクアセスメントの実施とその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生目標の設定
- ④ 安全衛生計画の作成 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check) 及び改善 (Act)

(注) ④の各項目を繰り返すことを、PDCA サイクルを回すといえます。

この事業は、上記の基本の取組を念頭に置きながら、対象となったレベルアップ支援事業場の安全衛生水準の向上を図るため、主として次の取組を行います。

- ① 「年間計画の作成」を行うこと。また、その計画を効果的に実行する仕組みを実践すること。
- ② 「安全衛生管理規程の作成」を行うこと。また、その規程に従い、安全衛生管理体制の整備を図ること。
- ③ 年間計画の作成においては、職場のリスクを低減する対策を計画の中に入れることが重要であることから、その手法であるリスクアセスメント等について学ぶこと。

3 レベルアップ支援事業場制度による取組の概要

レベルアップ支援事業場制度による取組の概要図は別紙1のとおりです。その実施内容と実施方法は次のとおりです。

(1) 集団指導 (セミナー、説明会等の開催)

レベルアップ支援事業場制度について理解をいただき、実際に参加をいただくためには、この制度についての説明や、やさしい労働安全衛生マネジメントシステムの取組み等について、セミナーや説明会等を開催し周知を図ることが必要です。このため、このような集団指導を新たに本制度の対象としました。

また、レベルアップ支援事業場として参加している事業場が、本制度に関係する様々な安全衛生のセミナー、説明会に参加することも本制度の対象としました (リスクアセスメントセミナーへの参加など)。

(2) レベルアップ支援事業場の選定

各支部において、労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の会員事業場を「レベルアップ支援事業場」として選定します。

選定するレベルアップ支援事業場の数は、本事業を実施する各支部の主体的な能力の範囲内とし、その目安は、当該年度、一支部あたり5~10事業場程度とします。

なお、レベルアップ支援事業場を選定したときは、別紙2-1「レベルアップ支援レベルアップ支援事業場の選定等について (報告)」により、指名した指導員名とともにすみやかに本部技術管理部あて報告してください。

(3) 安全管理士、指導員による個別支援

イ 指導員の指名

交通労働災害、荷役関係災害の防止について、十分な知識と経験を有する者を、レベルアップ支援事業場制度担当指導員 (以下「指導員」という。) として指名します。

指導員は、原則として陸運災防指導員の中から支部長が指名するものとします。

ロ 指導員による支援の方法と内容

レベルアップ支援事業場に対する支援等は、支部が指導員を活用し実施するものであり、「集合支援」と「個別支援」があります。詳細は、別途示す「指導員マニュアル」のとおり

ですが、その内容はおよそ次のとおりです。

(イ) 集合支援

レベルアップ支援事業場が一堂に会した会議等で必要な取り組むべき事項とその方法について、安全管理士又は指導員等が説明・助言を行います。

(ロ) 個別支援

集合支援として説明した取組事項等が円滑に各事業場で実践されるよう、安全管理士、指導員が各事業場を訪問して助言等を行います。

ハ レベルアップ支援事業場に対する支援の期間及び回数

レベルアップ支援事業場に対する支援の期間は原則1年とします。当初から2年を単位とする場合は、1年間を単位とし、必要により延長することも可能とします。

また、年度内の支援等の回数の目安は、集合支援については、3回程度、個別支援による相談、助言等については、一事業場当たり2回程度とします。

二 事前調整会議

支援前開始前に、安全管理士及び指導員との事前調整会議を開催し、指導方針等の確認を行います。

(4) レベルアップ支援事業場の取組事項

集合支援、個別支援により①～⑨の取組を行う。

イ 第1回集合支援

① 年間計画及び安全衛生管理規程の作成等を学ぶ

計画的な安全衛生活動を進めるための「年間計画」の作成と、労働災害防止活動を組織的・効果的に進めるための「安全衛生管理規程」の作成を学びます。

指導員等がこれらの作成方法等について説明を行い、実際に一部作成等も演習として行います。

(イ)年間計画の作成とは

a 年間計画

事業場が当該年度に実践する予定の安全衛生活動を整理して明示するものです。

b 年間計画で明示する項目

(a) 事業場トップの安全衛生に対する方針の表明

事業場の過去の災害状況等(災害、ヒヤリハットなど)を踏まえ安全衛生の問題点、課題を明確にしたうえで、当該年度の労働災害防止に向けた方針を事業場のトップが表明します。この方針を年間計画にも記載します。

(b) 当該年度の安全衛生目標の設定

災害状況等及び事業場トップの方針を踏まえ、当該年度の安全衛生の目標を設定します。この目標も年間計画に記載します。

(c) 年間計画

目標を達成するために取り組むべき事項を明確にするとともに、その事項について、何時、誰が、何故、何を、どのように行うのかを明確にし、年間計画に必要事項を記載します。

(ロ)安全衛生管理規程の作成・整備とは

a 安全衛生管理規程

年間計画を進めていくためには、安全衛生管理に関し、誰が何をするかを明確にしておく必要があります。安全衛生管理規程はこのような労働災害防止活動を組織的かつ効果的にすすめるために必要な事項をまとめたものです。

b 安全衛生管理規程に必要な事項

- (a) 安全衛生管理体制、各級管理者の職務と権限、従業員の遵守事項等を分かりやすく明文化します。
- (b) 労働安全衛生関係法令を基本に、それぞれの事業場の形態や組織の実態に則したものを作成します。
- (c) 作成に当たっては従業員の意見を聞くことも重要です。作成した規程は従業員に周知します。

② 安全衛生水準の評価（初回）を行う

別途示す「安全衛生水準向上のためのチェックシート」（以下「チェックシート」という。）は、事業場の安全衛生管理の状態を数値化して、安全衛生水準の評価を行うためのものです。

チェックシートの活用方法について指導員等が説明を行い、実際にチェックシートで初回の安全衛生水準の評価を行います。これにより、今後の改善すべき事項が明らかになるとともに、今後のレベルアップ支援事業場制度による取組の成果も把握することができます。

ロ 第1回個別支援

③ 年間計画及び安全衛生管理規程作成を実践する

集合支援で説明を受けた内容を参考に各事業場において、自社の状況に応じた年間計画の作成と安全衛生管理規程の作成を行います。

この段階で、必要に応じ指導員が各事業場を訪問するなどにより、作成についての具体的な助言や相談に応じる支援を行います。各事業場で取り組む際の疑問等については、指導員による助言等を求めることができます。

④ 安全衛生管理規程に基づく安全衛生管理体制を整備する

安全衛生管理規程の整備に基づき、安全衛生管理を担当する者やその職務内容を必要により変更します。また、資格や教育が必要なものについては年間計画の中で計画的に対応するようにします。

ハ 第2回集合支援

⑤ 新たな安全衛生の取組について学ぶ

リスクアセスメントなど新たな安全衛生の取組等についての情報や具体的な取組方法などについて学びます。

例：・リスクアセスメント

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ・ 安全衛生優良企業認定制度
- ・ 荷役ガイドライン
- ・ ストレスチェック
- ・ ITを活用したリアルタイム安全衛生管理手法（デジタコ、ドラレコ、動態管理など）
- ・ 災害事例の研究
- ・ その他の新しい安全衛生情報 など

⑥ 安全衛生水準向上等の中間評価を行う

年間計画に基づく取組等による安全衛生水準の向上等を評価する方法を学び、実践します。

(イ) チェックシートによる安全衛生水準向上の評価

チェックシートにより第2回目の安全衛生水準を評価します。

(ロ) リスクアセスメントによるリスク低減効果の評価

リスクアセスメントに取り組んでいる場合は、年間計画にリスク低減措置の実施についても記載します。安全衛生の取組により危険度（リスクレベル）がどれだけ下がったかを把握することができ、安全衛生対策の効果を評価することができます。

(ハ) 年間計画の進捗状況の評価

年間計画の進捗状況を評価することも、年間計画を確実に実施するためには必要です。

ニ 第2回個別支援

⑦ 中間評価結果を踏まえて、今後の年間計画変更の必要性等について検討します。

⑧ リスクアセスメント等新たな取組についても検討します。

ホ 第3回集合支援

⑨ チェックシートによる安全衛生水準の評価等を行う

年度当初の評価と比較することで、安全衛生水準の向上の度合いがわかります。

⑩ 次年度計画作成へフィードバックする

計画終了時にチェックシートによる評価、リスクアセスメントによる評価及び計画達成状況の評価を行い、次年度の計画作成に生かすことで、後戻りのない継続的な安全衛生水準の向上を図ることができます。

4 本事業を進めるに当たって参考となる資料等

① モデル安全衛生管理規程、安全衛生管理計画（図書）

② リスクアセスメントの進め方（リーフレット）

③ 安全作業連絡書（リーフレット）

5 費用の助成

本事業実施に必要な費用を助成します。申請手続き等については、別紙3の「レベルアップ支援事業場担当指導員の活動等に係る費用交付要領」により、様式1-(1)~1-(5)「レベルアップ支援事業場実施経費申請書」を本部あて請求して下さい。

6 レベルアップ支援事業場制度実施後の取組等

(1) 修了証の交付

レベルアップ支援事業場については、本制度の取組の結果、安全衛生の水準の向上が図られたと認められる場合、支部長名での修了証を交付することができるものとします。

(2) レベルアップ支援事業場制度修了後の取組

レベルアップ支援事業場制度での取組の成果を踏まえ、本制度修了後には次の取組についても検討あるいは実施・導入することが望まれます。

なお、これらの取組については、陸災防の安全管理士、陸運災防指導員等が支援をします。

イ 安全衛生優良企業認定への取組み

厚生労働省が労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により企業名が公表される制度（安全衛生優良企業認定制度）が、平成27年6月より開始されています。レベルアップ支援事業場制度の取組を契機に、事業場単位から企業全体へその取組を広げ、安全衛生優良企業の認定を目指すことも期待されます。

ロ リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントは職場のリスクを低減させることから労働災害防止の効果が大きいとされています。また、年間計画を作成する場合の重要な情報となりますので、事業場での取組が不十分な場合は、その充実を図ることが望まれます。

ハ 簡易労働安全衛生マネジメントシステム（簡易 RIKMS）の認定

レベルアップ支援事業場制度では、年間計画を作成し、その実施、評価、次年度計画への反映という、PDCAの取組を実施するとともに、これらの取組が確実に実行されるよう安全衛生管理規程の作成を通じて組織・体制の整備を図っていますので、レベルアップ支援事業場制度を修了した事業場は、労働安全衛生マネジメントシステムの基本の取組が行われているといえますので、現在検討中の簡易 RIKMS 認定に取り組むことが望まれます。

7 報告

レベルアップ支援事業場制度では次の報告をお願いします。

(1) レベルアップ支援事業場制度対象事業場の選定等の報告

選定したレベルアップ支援事業場と指名した指導員名を、別紙2-(1)により報告して下さい。

(2) レベルアップ支援事業場制度による取組結果の報告

レベルアップ支援事業場制度の取り組み結果について、別紙2-(2)により、3月10日までに報告して下さい。なお、レベルアップ支援事業場による取組の成果を把握する必要がありますので、レベルアップ支援事業場ごとのチェックシートによる初回と最終回の安全衛生水準評価結果を添付して下さい。

(参考) レベルアップ支援事業場の取組事項の一覧表

集合支援	個別支援	実施事項
第1回		① 年間計画及び安全衛生管理規程の作成等を学ぶこと ② 安全衛生水準の評価（初回）を行う
	第1回	③ 年間計画及び安全衛生管理規程作成を実践する ④ 安全衛生管理規程に基づく安全衛生管理体制を整備する
第2回		⑤ 新たな安全衛生の取組について学ぶ ⑥ 安全衛生水準向上等の中間評価を行う
	第2回	⑦ 中間評価結果を踏まえて、今後の年間計画変更の必要性等について検討します ⑧ リスクアセスメント等新たな取組についても検討します
第3回		⑨ チェックシートによる安全衛生水準の評価等を行う ⑩ 次年度計画作成へフィードバックする

別紙1

陸運事業場の安全衛生レベルアップ支援事業
～ 安全衛生優良企業育成プログラム ～

(目的) 自社の労働災害防止の水準をさらに高めようとする事業場(「レベルアップ支援事業場」)に対し、その安全衛生水準の一層の向上を図るための「仕組みづくり」を支援する。
また、安全衛生優良企業認定についても支援する。

事業場の参加・登録
(レベルアップ支援事業場)

安全衛生レベルアップ支援の仕組み

1 集団指導 (セミナー、説明会等) new

(1) レベルアップ制度説明会の開催

・レベルアップ支援制度周知のための説明会等の開催

(2) レベルアップ支援事業場の参加

<レベルアップ関係のセミナー等への参加>

・簡易OSHMSの説明会
・RA研修

<優良企業認定制度等>

・認定制度の説明会
・メンタルヘルス、過重労働防止関係セミナー

2 個別支援

(1) 集合支援

取組(その1)

<年間安衛計画の作成等>

・安全度評価チェックシートによるチェック
・労働災害発生状況
・ヒヤリ・ハット、RA結果
・健康管理

取組(その2)

<安衛管理規程(労災)作成>

・「モデル安全衛生管理規程・安全衛生計画」の説明と自社規程の作成・整備

(2) 個別支援

取組(その3)

1 安全衛生管理規程整備
2 年間安全衛生計画整備
3 リスク低減の取組(RA導入など)
4 労働安全衛生マネジメントシステム導入

3 取組の評価

取組(その4)

<安全衛生水準の評価>

1 年間計画の進捗等に対する評価
2 安全衛生水準向上のためのチェックシートによる評価(取組前、取組中、取組後)
3 リスクアセスメントによるリスク低減効果の評価

参加事業場の安全衛生水準の向上

※ 各種取組の証明(陸災防)

(認定支援)



安全衛生優良企業の認定(厚生労働省) new

(認定支援)

簡易労働安全衛生マネジメントシステムの認定(陸災防) 検討中

安全衛生に関する優良企業公表制度（厚生労働省）



1 制度の概要

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度

2 安全衛生優良企業評価基準(案)

- ① 労働安全衛生の組織体制があり、全社的な取組がなされていること
- ② 従業員の健康保持増進の措置を行っていること
- ③ 従業員のメンタルヘルス対策を促進していること
- ④ 従業員の過重労働対策を促進していること
- ⑤ 危険作業がある業種では、安全活動が実施されていること

※ 実際には、

- A 企業の状況として必要な項目（・労働安全衛生法等の遵法状況 ・労働災害発生状況 等）
- B 企業の取組として必要な項目（・安全衛生の組織体制 ・トップを含む全社的な取組）
- C 企業の積極的な取組を評価する項目（・安衛活動 ・健康保持増進 ・メンタル対策 ・過重労働対策）

A、Bクリア
C80点以上

Work のWをモチーフに、積極的な取組が認められた企業に対して“リボンとはなまる印”、人々の交流を“笑顔”で表し、多様な企業の連携による魅力発信をイメージしています。

簡易労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み

